

### 背景・問題意識

○ 高齢者や障がい者の中には、オンライン診療のデバイスを十分に使えない患者がいることも想定される。そのため、電話による診療を含めた検討とする必要がある。

- ・かかりつけ医等がいる場合は、必ずかかりつけ医等にまずは連絡することを基本とする。
- ・患者側から電話があった場合においても、医療機関側から電話をかけなおすこととするなど、傍受の防止などについて示すこととしてはどうか。
- ・依然となりすまし診療の恐れはあるため、防止策については、追加的に検討してはどうか。

# 新型コロナウイルス感染症の無症状・軽症状者 における自宅等での経過観察等について

## 新型コロナウイルス陽性の軽症患者に対して自宅での経過観察を行う場合について

### 背景・問題意識

3月19日付けの事務連絡において、感染が拡大した場合の症状がない感染症患者等に対する在宅での経過観察について見解をお示したところ。

現時点での新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえ、軽症患者の経過観察を行う医師についてさらに検討してはどうか。

### ○ 3月19日付け事務連絡の記載

(3) 感染が拡大した場合の症状がない感染症患者等に対する在宅での経過観察について  
新型コロナウイルス感染症の診断や治療が直接の対面診療により行われた患者に対して、在宅での安静・療養が必要な期間中に、在宅での経過観察結果を受けて、当該患者の診断を行った医師又は、かかりつけ医等からの紹介に基づき新型コロナウイルス感染症の診断や治療を行った医師から情報提供を受けた当該かかりつけ医は、患者の求めに応じて診療を行う場合は、その医師が必要と判断した場合に限り、電話や情報通信機器を用いた診療により、それぞれの疾患について発症が容易に予測される症状の変化に対して必要な薬剤を処方して差し支えないこと。

### ○ 現状を踏まえた対応（案）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえて厚生労働省が定める期間において、在宅での安静・療養が必要な期間中に、在宅での経過観察結果を受けて、患者の求めに応じて診療を行う医師について、以下の要件のもと、診療を行うことを認めてはどうか。

- ✓ **当該患者の診断を行った医師から情報提供を受けていること**
- ✓ **診断した医師と同じ二次医療圏内における医療機関に所属していること**

# 新型コロナウイルス感染拡大の中における 電話等情報通信機器の今後の活用について

- 現在、一部の患者が医療機関の外来への受診を控えているとともに、診療における医療関係者の感染リスクが高まっていることに鑑み、新型コロナウイルス感染が拡大している現況下における、電話等情報通信機器を活用した診療の有効性を広く呼び掛けることとしてはどうか。
- また、国民に対しても、電話等情報通信機器を用いた診療が可能であることを広く周知するとともに、対応が可能な医療機関の情報を収集し、活用を促してはどうか。
- さらに、現状では、オンライン診療が十分に普及していないことから、汎用ソフトを用いても実施することが可能であること、及び汎用ソフトを用いた場合のセキュリティ対策の在り方について周知することとしてはどうか。

# 入院中の新型コロナウイルス患者に 対するオンライン診療の活用について

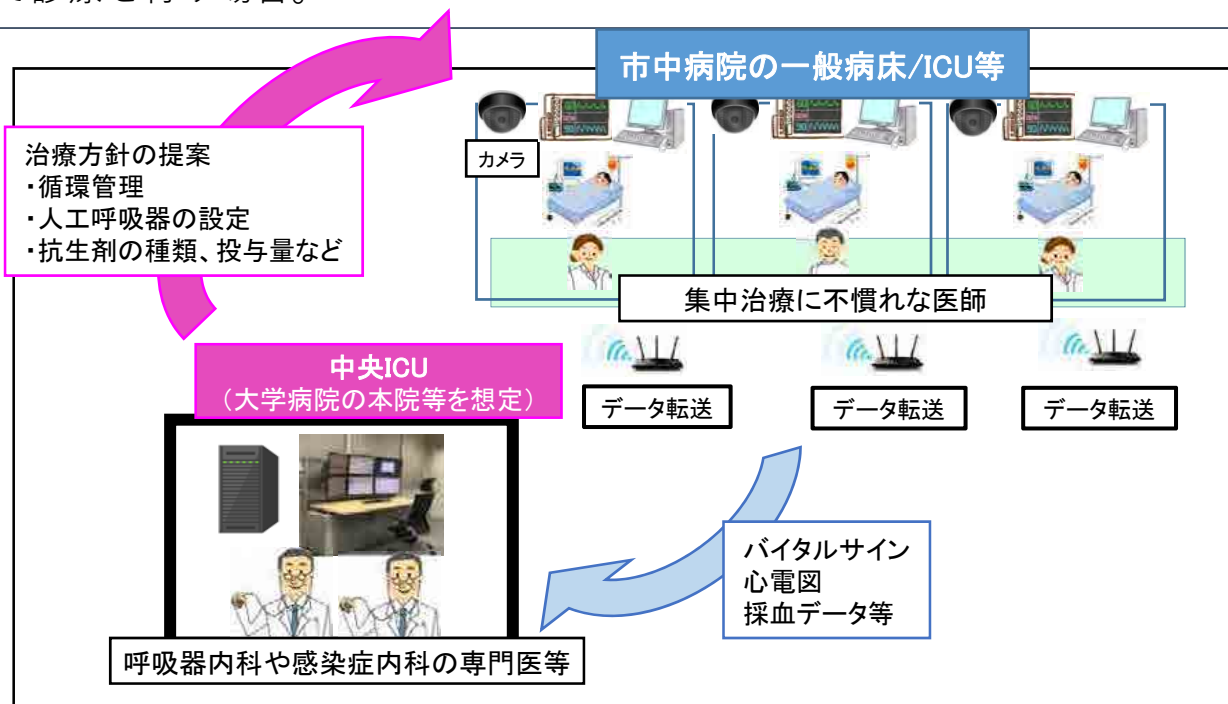
# 新型コロナウイルス感染症の入院患者に対し医療機関外の医師がオンライン診療を行う場合（案）

## ○ 背景・問題意識・事務局提案

今後、新型コロナウイルス感染症の中等・重症者を十分な集中治療の経験がない医師等が診療しなければならないことも想定する必要がある。医療機関外の医師がオンラインにより主治医等と連携して診断等を行うことを（主に希少性の高い慢性疾患を想定したもの）前回の指針の改訂時に検討したが、**新型コロナウイルス患者数が増大した場合においては、新型コロナウイルス感染者の入院管理においても主治医と連携してオンライン診療（主には呼吸器管理等を想定）を可能としてはどうか。**

## ○ 想定されるケース

- ・新型コロナウイルス感染症がさらに拡大している地域において、人工呼吸器による管理等がなされている重症者への医療を適切に行うため、他の医療機関の呼吸器や感染症の専門医等がオンライン等により連携して診療を行う場合。



# 參考資料



## 本指針上の「初診」の定義(1)

### 背景・問題意識

第2回検討会において、初診対面診療の原則の例外の検討の議題等において、本指針上における「初診」の定義について議論があったため、医師法・医療法等には「初診」という用語・概念はないものの、改めて本指針上の「初診」の定義について、整理するもの。

### ○オンライン診療の初診に関する基本的考え方

本指針については、医師法等との関係を整理したものであるため、本指針における「初診」の考え方も、医師法における「診察」などと整合性を図る必要がある。

医師法第20条にいう「診察」とは、問診、視診、触診、聴診その他手段の如何を問わないが、現代医学から見て、疾病に対して一応の判断を下し得る程度のものをいう(※)、とされている。

いわゆる初診においては、通常、症状・疾患に対する治療・処方のため、診察を通して診断等を行うことが想定されることを踏まえると、本指針における「初診」についても、診察の中でも新たな症状等(ただし、既に診断されている疾患から予測された症状等を除く。)に対する診察を行うことをいう、と解釈される。

オンライン診療においては、患者の状態について医師が得られる情報が対面診療に比べ限定的であるため、「初診」は対面診療が原則であるもの。

※ 「情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)について」(平成9年12月24日付健政発第1075号厚生省健康政策局長通知)抜粋

## 本指針上の「初診」の定義(2)

### ○具体的なケースごとの整理

初診の定義は、「初診対面診療の原則」(及びその例外)にも影響してくるため、様々なケースを想定して個別具体的に整理した。

#### <同一医療機関への継続的な受診のケース>

- ・当該医療機関に初めて受診した場合は「初診」
- ・二度目以降であっても、新たな症状等(※1)・疾患について受診する場合は「初診」  
 ※1 ただし、既に診断されている疾患から予測された症状等を除く。
- ・二度目以降に既に診断を受けた疾患について受診する場合は「初診」に該当しない(※2)  
 ※2 ただし、疾患が治癒ないし治療が途中で長期間中断した後、再度同一疾患で受診する場合は、「初診」に該当。

#### <他の医療機関で既に受診済みのケース>

- ・他の医療機関に受診し診断・処方を受けている場合であっても、当該医療機関への受診が初めての場合は、「初診」
- ・二度目以降については、同一医療機関の場合と同様の整理。

(注) いずれのケースにおいても、「初診」に該当するか否かは、医療機関の単位で、個々の医師がカルテ等の確認により判断することが想定される。

	同一医療機関	同一症状等で他の医療機関で受診済み
初診	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初めての受診</li> <li>・新たな症状等・疾患について受診</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該医療機関に初めての受診</li> <li>・当該医療機関に新たな症状等・疾患について受診</li> </ul>
初診以外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同一疾患について二度目以降の受診</li> <li>※ 他の医師がみる場合も初診ではないが、オンライン診療においては、原則、同一医師原則が適用となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同一疾患について当該医療機関に二度目以降の受診</li> <li>※ 他の医師がみる場合も初診ではないが、オンライン診療においては、原則、同一医師原則が適用となる。</li> </ul>

## 「オンライン診療の適切な実施に関する指針」における医師・患者のなりすましの防止にかかる記載

「オンライン診療の適切な実施に関する指針(平成30年3月(令和元年7月一部改訂))」においては、医師・患者のなりすましの防止のため、医師・事業者・患者がそれぞれ行うべき事項について下記のように示されている。

「オンライン診療の適切な実施に関する指針(平成30年3月(令和元年7月一部改訂))」より抜粋

### 1) 医師が行うべき対策

- オンライン診療システムを用いる場合は、患者がいつでも医師の本人確認ができるように必要な情報を掲載すること。
- 医師側から患者側につなげることを徹底すること(第三者がオンライン診療に参加することを防ぐため。)
- 汎用サービスを用いる場合は、医師のなりすまし防止のために、社会通念上、当然に医師本人であると認識できる場合を除き、原則として、顔写真付きの「身分証明書」(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等。ただし、マイナンバー、住所、本籍等に係る情報は含まない。以下同じ。)と「医籍登録年」を示すこと(HPKIカードを使用するのが望ましい。)
- 端末立ち上げ時、パスワード認証や生体認証などを用いて操作者の認証を行うこと。

### 2) オンライン診療システム事業者が行うべき対策

- 不正アクセスやなりすましを防止するとともに、患者が医師の本人確認を行えるように、顔写真付きの身分証明書と医籍登録年を常に確認できる機能を備えること(例えば、①不正アクセス等の防止のため、JPKIを活用した認証や端末へのクライアント証明書の導入、ID/パスワードの設定、②不正アクセス等の防止及び患者による医師の本人確認のため、HPKIカード等)。
- システムの運用保守を行う医療機関の職員や事業者、クラウドサービス事業者におけるアクセス権限の管理(ID/パスワードや生体認証、ICカード等により多要素認証を実施することが望ましい。)
- 不正アクセス防止措置を講じること(IDS/IPSを設置する等)。
- アクセスログの保全措置(ログ監査・監視を実施することが望ましい。)

### 3) 患者に実施を求めるべき内容

- 患者は、顔写真付きの身分証明書で本人証明を行うこと。顔写真付きの身分証明書を有さない場合は、二種類以上の身分証明書を用いて本人証明を行うこと。
- 汎用サービスを使用する際は、患者側からは発信しないこと。